

経済常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第54号 岩国市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための
固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

本議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第57号 令和5年度岩国市一般会計補正予算（第3号）

本議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第54号 岩国市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための
固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の審査におきまして、

委員中から、課税免除の要件についての質疑があり、

当局から、「この条例は、地域の特性を活用して高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する相当の経済的効果が見込まれる施設に対して、その施設に課すべき固定資産税を3年度間に限り、課税免除することを規定している。山口県の基本計画に沿った効果が見込まれる事業で、食料品・飲料製造業や医療関連産業などの方が工場等を設置するために取得した、合計1億円以上の価額の土地・家屋・構築物が課税免除の対象となる」との答弁がありました。

これを受け、委員中から、「この議案は、地域経済の牽引という目的が大上段にあって、地域経済の成長、発展、基盤強化が見込まれる施設の固定資産税の課税を免除するものであるが、これまでの申請件数や固定資産税の課税免除の総額は幾らになるか」との質疑があり、

当局から、「これまでに6件の申請があり、総額で約4,700万円の課税免除を適用している」との答弁がありました。

本議案につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、経済常任委員会の審査報告を終わります。